

委 託 仕 様 書

委託名称	令和7年度さいたま市道路交通騒音・振動調査業務		
委託場所	さいたま市内		
委託 の 概 要	内容	数量	単位
	道路交通騒音・振動調査	28	路線

令和7年度さいたま市道路交通騒音・振動調査業務

区分	工種	細目	単位	数量	単価（円）	金額（円）	摘要
調査業務費	直接調査費	A-1 計画準備	式				
		A-2 現地調査	式				
		A-3 データ整理・評価	式				
		A-4 報告書作成	式				
		直接調査費計					
	諸経費						%
	調査業務費						
計	業務価格						
	消費税相当額						
	業務費						

調査業務費 直接調査費

A-1 計画準備

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
測量補助員	人				
計					

A-2 現地調査

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
測量補助員	人				
車両費	時間				
燃料費	L				
道路使用許可手数料	件				
機器損料（騒音）	回				
機器損料（振動）	回				
消耗品費	式				
計					

A-3 データ整理・評価

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
計					

A-4 報告書作成

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師	人				
測量技師補	人				
印刷費	式				
計					

令和 7 年度さいたま市 道路交通騒音・振動調査業務 特記仕様書

1 件 名 令和 7 年度さいたま市道路交通騒音・振動調査業務

2 履行期間 契約日から令和 8 年 3 月 1 7 日まで

3 調査範囲 別紙 1 のとおり

4 業務の目的

本業務は、さいたま市内における自動車騒音の状況について、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、環境省が配布する面的評価支援システムを使用して常時監視を実施するものである。

5 業務に係る取り決め

(1) 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

ア 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）

イ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

ウ 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

エ 「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 14 日付け環水大自発第 110914001 号環境省水・大気環境局長通知）（以下「処理基準」という。）

オ 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成 27 年 10 月環境省）（以下「評価マニュアル」という。）

カ 自動車騒音常時監視マニュアル（平成 27 年 10 月環境省）（以下「常時監視マニュアル」という。）

キ 自動車騒音常時監視結果報告要領（以下「報告要領」という。）

ク 面的評価支援システム操作マニュアル（Ver5.2.2）（以下「操作マニュアル」という。）

ケ その他関係法令等

(2) 貸与資料

本業務の遂行にあたり、委託者（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に以下の資料を貸与する。

ア 過年度道路交通騒音・振動調査業務成果（ノートパソコン及び冊子）

イ 都市計画用途地域図

- ウ 環境基準類型指定地域図
- エ 令和３年度道路交通情勢調査データ（道路交通センサスデータ）
- オ 面的評価に使用するノートパソコン
- カ 環境省面的評価支援システム
- キ ㈱ゼンリン Zmap-TOWNⅡ さいたま市全域
- ク ㈱KERNER GIS エンジン（ActiveMap for.Net）
- ケ その他業務上必要と認められる資料

(3) 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品は、甲に帰属するものとし、甲の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表してはならない

(4) 技術管理者

乙は、本業務における技術管理者を定め、甲へ届け出ることとする。

技術管理者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

(5) 打合せ等

ア 本業務を適正かつ円滑に実施するため、技術管理者は甲と密接な連絡をとり、業務着手時、基礎調査終了後、成果品納入時の３回、打ち合わせを実施する。また、内容についてはその都度、乙がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。

イ 乙は、仕様書に定めのない事項のほか、本業務の履行にあたって疑義が生じた場合は速やかに甲と別途協議するものとする。

(6) 関係官庁への手続き等

ア 乙は、本業務の実施にあたっては甲が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。

イ 乙は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、または協議を求められた場合は誠意をもって対処し、その内容を議事録にまとめ遅滞なく甲に届け出なければならない。

(7) 土地への立入り

ア 乙は、本業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、甲と十分な協議を行い、本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

イ 乙は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、かき、さく等の除去、若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ甲に報告するものとし、甲の指示をもって所有者の承諾を得るものとする。

6 業務内容

さいたま市内における道路交通騒音・振動の状況の常時監視を行い、監視地域に関する基礎調査は面的評価システムを使用し、評価マニュアルに沿って環境基準達成状況を把握する。

(1) 基礎調査

さいたま市自動車騒音常時監視実施計画（令和 5 年）に基づく監視の対象となる全ての道路（別紙 1 / 実施計画詳細（令和 7 年度））に面する地域について、常時監視マニュアル第 3 章 3. 3 に基づき、文献調査及び現地踏査により以下の項目について把握を行い、前回調査結果から状況変化が確認された場合は実施計画を精査し、評価区間の加除・分割・統合等の所要の見直しを行うこと。

- ① 土地利用状況
- ② 道路交通情勢
- ③ 道路の構造等

ア 調査対象区間における詳細状況調査（28 区間 58.5km）

実施計画策定後、本年度評価対象区間において詳細状況の調査を行い、騒音観測区間の選定並びに騒音測定箇所の選定を行うものとする。

イ 沿道建物調査（28 区間）

本年度評価対象区間において、沿道建物調査を行う。

ウ 騒音等実測定調査（12 区間）

本年度評価対象区間における道路交通騒音・振動、交通量、平均走行速度の実測定を行う。

交通量の観測及び騒音・振動測定は、原則として土曜日、日曜・祝日を除く平日に行うものとする。

測定地点、測定日については、甲と協議の上選定する。なお、予備日の設定を行うこと。

① 騒音測定

常時監視マニュアル等に基づき適切な除外方法を用いること。除外音の定義については、常時監視マニュアルを参照とすること。

データの整理方法については、測定項目の経時変化グラフを作成し、妨害音は適切な除外方法を用い欠測扱いにすること。

a 道路近傍騒音レベル

当該道路に騒音計を地上 1.2m の場所に設置し、24 観測時間（ L_{Aeq} , 10 min）について測定する。測定項目は下記のとおりとする。

- ・昼間等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）
- ・夜間等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）
- ・時間率騒音レベル（ $L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$ ）
- ・最大値（ L_{Amax} ）

b 背後地騒音レベル

当該道路の背後地（30～50 m）に騒音計を設置し、昼間と夜間のそれぞれ 2 観測時間において実測時間 10 分間（ L_{Aeq} , 10 min）で測定する。測定は道路近傍騒音測定と同期して行うこと。測定項目は下記のとおりとする。

- ・昼間等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）
- ・夜間等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

- ・ 時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- ・ 最大値 (L_{Amax})

② 振動測定

当該道路の道路端に振動計を設置し、24 観測時間 (L_{10}) について測定する。測定は①と同期して行うこととし、1 時間に一度、5 秒間隔で 100 個の値をとること。測定項目は下記のとおりとする。

- ・ 昼間振動レベル (L_{10})
- ・ 夜間振動レベル (L_{10})
- ・ 時間率振動レベル ($L_{10}/L_{50}/L_{90}$)
- ・ 最大値 (L_{Amax})

③ 交通量調査

①と同一地点（道路近傍）において、①と同期して行うものとし、24 時間測定を行う。

- ・ 沿道において、通過する車両の台数をカウンターを用いて毎正時から 10 分間、24 時間の測定とする。方面別、車種別（大型車Ⅰ・Ⅱ、小型車、二輪車）に記録する。

車種分類 大型車：1・2 ナンバー

小型車：3・4・5・6・7 ナンバー

二輪車：全ての二輪車（軽車両は除く）

※ 頭番号が 8・9・0 の車については、車両の形態により分類する。

※ 車種分類内容については、評価マニュアルを参照。

- ・ データ整理方法

- 方面別、車種別に 24 時間の生データとする。
- 10 分間値の計測台数を 6 倍して 1 時間値とした表を作成する。断面、方面別、車種別、の小計、合計、混入率を含む。
- 時間変化のグラフを作成する。

④ 平均走行速度測定

①と同一地点（道路近傍）において、①と同期して 24 観測時間帯について上下別に 10 台程度のサンプル測定を行い、通過時間を計測する。

- ・ 昼間平均走行速度（上下別・車種別（大型車、小型車）、10 台）
- ・ 夜間平均走行速度（上下別・車種別（大型車、小型車）、10 台）

(2) 自動車騒音の状況の把握（面的評価）

面的評価支援システムを用いて以下の操作を行い、評価区間 28 区間（別紙 1）について自動車騒音の状況の把握を行う。

評価にあたっては

ア 初期設定

面的評価支援システムを使用するための初期設定を行う。設定項目は下記のとおり。

- ・ 都道府県・市区町村コード
- ・ 支援ソフトコンポーネント等（接続先設定及びデータ DB 設定）
- ・ GIS 地図（接続先設定及び地図設定）

- ・ 縮尺率
- ・ 画面表示
- ・ 基準年度
- ・ 評価基準
- ・ 評価対象道路
- ・ 都市計画用途地域
- ・ 環境基準類型指定地域
- ・ 道路に面する地域
- ・ 距離帯
- ・ 建物階数高さ
- ・ 建物用途
- ・ 環境基準類型指定地域の残留騒音設定
- ・ 背後地騒音推計式
- ・ 騒音レベル等高線図
- ・ 評価区間状況
- ・ 街区状況
- ・ 建物状況

イ データベースの作成、過年度データの活用

処理基準及び常時監視マニュアルで示されているように、過年度に評価を実施した評価区間において、当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当と認められた区間については併せて報告する。また、妥当と認められなかった区間については、評価区間の「評価の実施年度」を当該年度に変更して併せて報告するために、過年度に報告した区間のデータを年次移行して活用する。

当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当か否かについては甲と協議のうえ決定する。過年度データを活用する手順は「面的評価支援システム操作マニュアル（別冊）過年度データの活用方法編」を参照すること。なお、過年度に評価した区間と当該年度の区間が交差する場合には、過年度に評価した区間の交差する街区についても合成処理を行う必要があり、評価結果が異なるため、「評価の実施年度」を変更し該当年度として報告する。

ウ 要素設定

① 道路設定

a 道路平面線形要素の設定

評価対象となる道路線形オブジェクトを作成する。

オブジェクトに対し8種類までの道路属性情報（道路種別、道路名称（路線名）及び変更履歴等）を入力する。

b 標準断面の設定

道路横断面を作成し、情報を入力する。

作成した横断面に道路種別、道路種級及び道路構造等の道路情報を入力する。

c 道路交通センサス区間の設定

道路平面線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、道路交通センサス

線形オブジェクトを作成したうえで、道路交通センサス情報を入力する。

② 沿道測定

a 市区町村エリアの設定

市区町村エリアオブジェクトを作成し、市区町村エリア情報を入力する。

b 都市計画用途地域の設定

都市計画用途地域オブジェクトの作成を行う。

c 環境基準類型指定地域の設定

都市計画用途のオブジェクトから環境基準類型指定オブジェクトを作成する。

d 評価区間の設定

道路交通センサス線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、評価区間線形オブジェクトを作成し、評価区間情報（評価区間番号、道路種別、道路名称（路線名）、センサス番号及び上下コード（上り、下り及びその他））を入力する。

道路横断面を作成し、情報入力を行う。

e 道路端の設定

道路端のオブジェクトを作成し、評価区間情報との関連付けを行う。

f 道路に面する地域の設定

評価区間区切りを基に、道路に面する地域オブジェクト（評価用及び表示用）を作成し、評価区間情報との関連付けを行う。

g 距離帯の設定

距離帯オブジェクトを作成し、評価区間情報との関連付けを行う。

h 近接空間の設定

近接空間オブジェクトを作成し、評価区間情報との関連付けを行う。

i 街区の設定

街区密度を確認のうえ、街区のオブジェクトを作成し、評価区間情報との関連付けを行った後、道路横断面を作成し、情報を入力する。

j 建物の設定

建物オブジェクトを作成し、建物情報（番号、建物用途及び構造）を入力する。

建物属性（建物面積、戸数、階数、建物位置での距離帯及び環境基準類型指定地域等）を把握し、建物群減推量補正（見通し角）を計算及び窓面位置の設定をする。

k 立地密度

評価区間及び街区の立地密度を計算する。

l 印刷用メッシュ作成

地図印刷用のメッシュ（スケール 1/1,500、5,000、12,500、25,000、50,000、500,000）を作成する。

m 現地調査用データ作成

現地調査用の沿道条件の把握チェックシート及び建物図を印刷する。

③ 騒音設定

a 騒音測定地点の設定

騒音測定地点を設定し、属性情報（年度、騒音測定箇所番号及び定点・準定点・例外的実測）を入力する。

b 騒音測定データの設定

騒音測定地点の測定データを入力する。

エ 騒音推計

騒音推計作業は以下のとおりとするが、令和3年度道路交通センサスによる平日24時間交通量が5000台以下の区間については、事務処理基準の第3の4(2)の②のイを適用し、交通量が僅少のため環境基準達成と評価することとするので留意すること。

① 騒音推計前

a 騒音基準位置の設定

基準点（オブジェクト）の位置を設定し、測定データの選択をする。

b 騒音レベルの設定

基準点騒音レベル及び残留騒音レベルを設定する。

c 表示用レイヤ作成

評価区間オブジェクト単位ごとの表示レイヤ（道路近傍騒音レベル、残留騒音レベル及び騒音観測・非観測区間区分）を作成する。

② 騒音推計

a データチェック

オブジェクト、関係データ及び帳票データの関連付けをチェックする。

b 沿道情報

入力した沿道情報（評価区間、街区及び都市計画用途地域等）を画面上で確認する。

c データ照査及び諸元

入力したデータ（密度、発生源騒音強度分布及び残留騒音分布）を画面上で確認する。

d 推計

“ASJ RTN-Model 2018”日本音響学会道路交通騒音予測モデルによる背後地建物の騒音推計（詳細調査）を行う。

・建物ごとの距離帯別騒音レベル推定

評価区間の道路近傍騒音レベルから、“ASJ RTN-Model 2018”日本音響学会道路交通騒音予測モデル推定式に基づいた基準点位置からの相対的な距離減衰量及び建物群による減衰量を引き、残留騒音を合成化することにより、建物ごとの対象道路からの距離帯別騒音レベルを推計する。

騒音減衰量の推計を行う基準点からの代表距離は、各距離帯の中に建物がほぼ均一に分布しているものとみなし、建物密度が密の場合には0、15、25、35、45 mとし、疎の場合には5、15、25、35、45 mとする。なお、独立（戸建）住宅が複数の距離帯に属する場合には道路に近い距離帯で代表させるものとし、また、集合住宅が3箇所以上の複数の距離帯に属する場合には各距離帯について騒音レベルの推計を行うものとする。

・建物及び近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計

評価区間ごとに、「建物ごとの距離帯別騒音レベル推定結果」と「建物ごとの距離帯別住居戸数」から、建物ごと及び地域類型別に、近接空間または非近接空間の

各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を面的評価支援システムにより集計し、帳票に整理する。

また、交差点部において、複数の評価区間に属する建物については、評価区間ごとに算出された「建物ごとの距離帯別騒音レベルの推定結果」を合成し、建物のユニーク化を行って、帳票に整理する。なお、2つの評価区間に属する建物のうち、近接空間と非近接空間の両者に属する場合には、近接空間に属するものとする。さらに、大規模な集合住宅については、建物距離を距離帯別に区分し、距離帯別に近接空間または非近接空間を設定して、各々に属する「騒音レベル別住居戸数」を集計する。

・環境基準超過戸数及び割合の算出

「建物及び近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計」の結果：「騒音レベル別住居等戸数」を基に、評価区間ごとの環境基準超過住居戸数及び割合を面的評価支援システムにて算出し、帳票に整理する。なお、環境基準超過戸数のうち、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による防音助成対象の建物等は、「屋内に透過する騒音に係る環境基準」を既に満足しているものとみなし、環境基準超過戸数から除くこと。

e 一括表示レイヤ作成

推計結果から、一括表示させるレイヤ（騒音暴露状況、環境基準達成状況、騒音レベル等高線図及び騒音レベル減衰横断図等）を作成する。

オ 常時監視報告書の作成

① 常時監視報告様式及びGISフォーマットの作成

常時監視報告様式（Excel）、位置図、詳細図（平面図・横断図）及びGISフォーマットのとりまとめを行う。

② 常時監視フォーマット

令和7年度自動車騒音常時監視結果報告（環境省水・大気環境局）を作成する。

(3) 検査

ア 乙は、業務完了報告書を提出する際には、契約図書に義務づけられた資料の整備をすべて完了し、甲に提出していなければならない。

イ 乙は、甲の立会いの下に、以下の検査を受けるものとする。

① 成果品の検査

② 業務等管理状況の検査

ウ 電子納品物の確認検査は以下の手続きとする。

面的評価支援システムで電子データのエラーチェックをし、エラーがないことを相互（甲及び乙）確認したことをもって、電子データの納品確認を行う。エラーがある場合は、原則として不適合品という扱いを行う。この場合、速やかに補修を行うこと。

エ その他

① 成果品

成果品については別紙2のとおりとする。

また、システムに係る本業務についてはパソコンにて行い、成果品となるデータが

動作するように、甲が貸与したパソコンにセットアップすること。（別紙２に示す報告書の電子データを含む。）

② 面的評価支援システムの基本機能

面的評価システムの基本機能については別紙３のとおり。

7 一般事項

- (1) 乙は、契約締結後本委託に関する次のアからウまでの書類を甲に提出する。書類の内容については、事前に甲と協議する。

なお、ウについては甲の承諾を受ける。

エについては、業務完了時に完了報告書と併せて提出する。

ア 各業務の責任者及び組織体制

イ 業務従事者名簿（各種資格を持っている場合は記載する。）

ウ 実施計画書（業務日程）

エ 業務報告書（業務日誌）

- (2) 乙は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、甲に連絡する。
- (3) 乙は、各業務上緊急に必要と認められるとき（災害、火災、停電、断水）は臨機の措置を行い、かつ措置について甲に遅延なく報告する。
- (4) 乙は、各業務に必要な測定機器、消耗品類等を負担する。
- (5) 乙は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
- (6) 乙は、業務の実施にあたって、甲または第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責任に帰する場合のほかは、その賠償責任を負う。
- (7) 乙は、甲への作業日等の連絡は、十分余裕をもって行い、危害発生の防止を図るとともに、当該作業に係わる設備の概要、状態等を十分把握する。
- (8) 乙は、成果品に欠陥が発見された場合、速やかに補修を行う。このことは、契約の期間満了後においても同様とする。
- (9) 乙は、(1)から(8)の他、次の業務を行う。
- ア 調査協力者との連絡調整
- イ 業務委託履行確認検査の立会い及びその準備
- (10) 甲は、本業務に必要な従事者の作業場所等を必要に応じ無償貸与する。
- (11) 本仕様書及び特記仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他事項についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、疑義の生じた場合は、甲と乙で協議し取り決める。

別紙 1

実施計画案詳細（令和 7 年度）

一連 番号	路線名	調査単位 区間番号	区 間 延 長 (k m)	車線数	騒音発生強 度の把握の 方法※	乗用車換算交通量 (台)	
						昼間	夜間
1	一般国道 122 号	14050	0.6	4	1	35,920	15,446
2	一般国道 122 号	14060	1.5	4		31,346	13,165
3	一般国道 298 号	18030	1.8	4	1	29,957	16,074
4	一般国道 298 号	18040	0.1	4		32,424	17,456
5	一般国道 463 号	23100	4.6	4	1	22,708	8,758
6	一般国道 463 号	23130	1.6	2		13,470	5,088
7	一般国道 463 号	23010	2.5	2	1	11,719	4,709
8	一般国道 463 号	23030	1.2	2		10,052	3,116
9	一般国道 463 号	23040	0.5	2		8,252	2,558
10	一般国道 463 号	23050	0.7	2		5,349	1,551
11	さいたま鴻巣線	40270	2.2	2	1	4,670	1,494
12	さいたま鴻巣線	40280	4.9	2		9,709	2,976
13	さいたま鴻巣線	40290	3.3	2		7,382	2,215
14	さいたま鴻巣線	40300	2.7	2		6,317	1,697
15	さいたま幸手線	40340	5.8	2	1	7,692	3,740
16	野田岩槻線	40370	3.0	2	1	7,285	3,066
17	野田岩槻線	40380	1.4	2		6,974	1,909
18	大宮停車場線	40390	0.5	2		4,667	3,741
19	新方須賀さいたま線	60280	1.6	4	1	7,745	2,246
20	上野さいたま線	60330	3.6	2	1	11,531	3,690
21	大間木蔵線	60340	1.5	2	1	5,701	1,596
22	蒲生岩槻線	60360	1.2	2		8,935	2,859
23	蒲生岩槻線	60370	6.7	2	1	10,121	3,239
24	蒲生岩槻線	60380	0.4	2		4,328	1,286
25	大野島越谷線	60390	3.7	2		5,399	2,080
26	東大門安行西立野線	60400	0.3	2	1	11,556	3,698
27	岩槻停車場線	60420	0.2	2		7,191	2,189
28	三橋中央通線	80020	0.4	4		8,397	3,623

※騒音発生強度の把握方法 1：実測、2：準用、3：交通量による推計、未入力：2又は3

別紙 2

成果品一覧

名 称	サイズ	部数	備 考
I. 報告書	A 4 紙 CD-ROM	1 部 1 部	
1. 本編			
(1) 業務報告書			
(2) 令和 7 年度自動車騒音常時監視結果報告			令和 7 年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる。 ※別途必要に応じて市の定める様式に基づき報告する。
・様式			
・詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図）			
・位置図（測定地点、評価区間）			
(3) 環境基準達成状況の評価区間別の一括評価			
2. 資料編			
・計量証明書			
II. 環境省報告	CD-ROM （I に同梱）	1 部	
1. 令和 7 年度自動車騒音常時監視結果報告			令和 7 年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる。 ※過年度の結果も報告する。
(1) 様式（様式 1-1～様式 3-2）			
(2) G I S データファイル			
(3) 騒音測定地点の詳細図（平面図・横断図）			
(4) 騒音測定地点の位置図（測定地点、評価区間）			
III. システム	パソコン	一式	面的評価支援システムに登録したオブジェクト・データ
1. オブジェクト・データベース			

